

少 安 第 4 5 2 号
(刑 企)
令 和 4 年 1 月 17 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則の公布について
少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下「改正法」という。）が
令和4年4月1日から施行されることになったこと等に伴い、犯罪捜査規範及び少年警
察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規
則」という。）が、令和4年1月11日、別添のとおり公布され、令和4年4月1日から
施行されることになった。

改正規則の概要については下記のとおりであることから、事務処理上遺漏のないように
されたい。

なお、この通達において「少年法」とは改正法による改正後の少年法（昭和23年法律
第168号）を、「犯罪捜査規範」とは改正規則による改正後の犯罪捜査規範（昭和32年国
家公安委員会規則第2号）を、「少年警察活動規則」とは改正規則による改正後の少年
警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）をそれぞれいう。

記

1 改正の概要

(1) 犯罪捜査規範

ア 特定少年に係る事件の新聞発表等に関する規定の整備（第209条関係）

少年法第68条においては、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場
合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に係る同法第61条の規
定を適用しないこととされた。

これに伴い、特定少年のとき犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を
提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）について報道
機関等に発表するときは、犯罪捜査規範第209条本文に規定された推知に係る制
限の対象としないこととした。

イ 特定少年に係る事件の送致先等に関する規定の整備（第210条関係）

少年法第41条においては、司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げ
た結果、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを
家庭裁判所に送致しなければならないと規定しているところ、同条は、同法第67
条第1項により、特定少年の被疑事件については適用しないこととされた。

これに伴い、少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の輕重にかかわ
らず、全て検察官に送致し、又は送付しなければならぬこととした。

(2) 少年警察活動規則

ア 特定少年に係る継続補導等に関する規定の整備（第8条、第14条及び第36条関係）

特定少年は民法（明治29年法律第89号）上の成年となること等を踏まえ、特定少年に係る継続補導及び継続的な支援については、本人の同意を得た上で実施することとした。

イ 児童虐待を受けたと思われる児童等に関する規定の整備（第2条、第38条及び第39条関係）

児童虐待の通告件数が急増していること等から、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとともに、口頭により通告したときは、その内容を記載した書面を事後に当該児童相談所に送付するものとする等の規定を整備することとした。

2 施行期日

令和4年4月1日

3 参考資料

（別添）官報

担当：少年女性安全課 少年対策係
刑 事 企 画 課 法令指導係

○国家公安委員会規則第一号
少年法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十七号）の施行に伴い、及び警察法施行令（昭和二十九年政令第二百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年一月十一日

犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則
(犯罪捜査規範の一部改正)

第一条 犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改	正	後	国家公安委員会委員長 二之湯 智
	改	正	前	国家公安委員会委員長 二之湯 智
（立会い）	（立会い）	（立会い）	（立会い）	（立会い）
第一百四十三条 「1・2 略」	第一百四十三条 「1・2 同上」	第一百四十三条 「1・2 同上」	第一百四十三条 「1・2 同上」	第一百四十三条 「1・2 同上」
2 女子の身体について捜索を行う場合に状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、又は女子の身体について捜索を行う場合に急速を要し、十八歳以上の女子の立会いが得られなかつたときは、捜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておかなければならぬ。	3 女子の身体について捜索を行う場合は、十八歳以上の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。	3 女子の身体について捜索を行う場合は、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。	3 女子の身体について捜索を行う場合は、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。	3 女子の身体について捜索を行う場合は、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。
（捜索調書）	（捜索調書）	（捜索調書）	（捜索調書）	（捜索調書）
第一百四十九条 「略」	第一百四十九条 「同上」	第一百四十九条 「同上」	第一百四十九条 「同上」	第一百四十九条 「同上」
2 捜索に際し、処分を受ける者に捜索許可状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、又は女子の身体について捜索を行う場合に急速を要し、十八歳以上の女子の立会いが得られなかつたときは、捜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておかなければならぬ。	4 女子の身体を検査する場合には、医師又は十八歳以上の女子を立ち会わせなければならぬ。	4 女子の身体を検査する場合には、医師または成年の女子を立ち会わせなければならぬ。	4 女子の身体を検査する場合には、医師または成年の女子を立ち会わせなければならぬ。	4 女子の身体を検査する場合には、医師または成年の女子を立ち会わせなければならぬ。
（少年事件捜査の基本）	（少年事件捜査の基本）	（少年事件捜査の基本）	（少年事件捜査の基本）	（少年事件捜査の基本）
第二百三條 少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年（少年法第二条第一項に規定する少年をいう。以下同じ。）の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならぬ。	第二百三條 少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年（少年法第二条第一項に規定する少年をいう。以下同じ。）の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならぬ。	第二百三條 少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年（少年法第二条第一項に規定する少年をいう。以下同じ。）の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならぬ。	第二百三條 少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年（少年法第二条第一項に規定する少年をいう。以下同じ。）の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならぬ。	第二百三條 少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年（少年法第二条第一項に規定する少年をいう。以下同じ。）の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならぬ。

（新聞発表等の際の注意）
第二百九条 少年事件について、新聞その他の報道機関等に発表するときは、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようことはしてはならない。ただし、特定少年（少年法第六十一条第二項に規定する特定少年をいう。次条及び第二百五十五条第二号において同じ。）のとき犯した罪に係る事件であつて当該罪により公訴を提起された者に係るもの（刑法第二百六十六条第一項若しくは第二項又は第四百六十八条第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつたものを除く。）を除く。）については、この限りでない。

（少年事件の送致及び送付先）
第二百十条 少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。ただし、当該少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の輕重にかかわらず、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。

（少年事件の送致及び送付先）
第二百十条 少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致又は送付しなければならない。

（報道上の注意）
第二百九条 少年事件について、新聞その他の報道機関に発表する場合においても、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようなことはしてはならない。ただし、特定少年（少年法第六十一条第二項に規定する特定少年をいう。次条及び第二百五十五条第二号において同じ。）のとき犯した罪に係る事件であつて当該罪により公訴を提起された者に係るもの（刑法第二百六十六条第一項若しくは第二項又は第四百六十八条第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつたものを除く。）を除く。）については、この限りでない。

（少年事件捜査の基本）
第二百十一条 他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号に定めるところによるものとする。

一 少年事件が少年事件以外の事件（以下「非少年事件」という。）と関連する場合において、これらを共に検察官に送致し、

（関連事件の送致及び送付）
第二百十一条 他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号の規定によるものとする。

一 少年事件が成人事件と関連する場合において、これらをともに検察官に送致又は送付するときは、各別の記録として送

又は送付するときは、各別の記録として送致し、又は送付すること。ただし、少年事件に関する書類が成人事件についても必要であるときは、その謄本又は抄本を添付すること。

二 数個の少年事件が関連する場合において、これらを共に検察官に送致し、又は送付するときは、各別の記録とすることを要しないこと。

三 少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、その一方を検察官に送致し、又は送付し、他方を家庭裁判所に送致する場合において、一方の事件に関する書類が他方の事件についても必要であるときは、検察官に送致し、又は送付する事件の記録に、他の事件に関する書類の謄本又は抄本を添付すること。

(共通証拠物の取扱い)

第二百十二条 少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致し、又は送付する場合において、共通の証拠物があるときは、次の各号に定めるところによるものとする。

一 少年事件と非少年事件とが関連する場合には、非少年事件に証拠物を添付すること。この場合においては、少年事件の記録にその旨を記載すること。ただし、少年事件のみが重要と認められるときは、少年事件に証拠物を添付すること。

二 数個の少年事件のみが関連する場合は、検察官へ送致し、又は送付する事件に証拠物を添付すること。この場合においては、家庭裁判所に送致する事件の記録にその旨を記載すること。

(触法少年及び犯少年)

第二百十五条 捜査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)第三章の定めるところによる。

一 被疑者が少年法第三条第一項第二号に規定する少年であることが明らかとなつたとき。

又は送付するときは、各別の記録として送致し、又は送付すること。ただし、少年事件に関する書類が非少年事件についても必要であるときは、その謄本又は抄本を添付すること。

二 数個の少年事件が関連する場合において、これらをともに検察官に送致又は送付するときは、各別の記録とすることを要しないこと。

三 少年事件が成人事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、その一方を検察官に送致又は送付し、他方を家庭裁判所に送致する場合において、一方の事件に関する書類が他方の事件についても必要であるときは、検察官に送致又は送付する事件の記録に、他の事件に関する書類の謄本又は抄本を添付すること。

(共通証拠物の取扱い)

第二百十二条 少年事件が成人事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致し、又は送付する場合において、共通の証拠物があるときは、次の各号の規定によるものとする。

一 少年事件と成人事件とが関連する場合には、成人事件に証拠物を添付すること。この場合においては、少年事件の記録にこの旨を記載すること。ただし、少年事件のみが重要と認められるときは、少年事件に証拠物を添付すること。

二 数個の少年事件のみが関連する場合は、検察官へ送致又は送付する事件に証拠物を添付すること。この場合においては、家庭裁判所に送致する事件の記録にこの旨を記載すること。

(触法少年及び犯少年)

第二百十五条 捜査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)第三章の定めるところによる。

一 被疑者が少年法第三条第一項第二号に規定する少年であることが明らかとなつたとき。

致又は送付すること。ただし、少年事件に関する書類が成人事件についても必要であるときは、この謄本又は抄本を添付すること。

二 被疑者が罪を犯した事実がないことが明らかとなつたときであつて、その者が少年法第三条第一項第三号に規定する少年(特定少年を除く)であるとき。

(少年に対する同行状の執行)

第二百六十七条 第二百五十七条(検察官の指揮による執行)、第二百五十九条(有効期間内に執行不能の場合)及び第二百六十条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、少年法第十三条又は同法第二十六条(同法第六十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により、家庭裁判所から同行状の執行の指揮を受けた場合について準用する。この規定によるときは、検察官に送致又は送付する事件の記録に、他の事件に関する書類の謄本又は抄本を添付すること。

二 被疑者が罪を犯した事実がないことが明らかとなつたときであつて、その者が少年法第三条第一項第三号に規定する少年である場合

(少年に対する同行状の執行)

第二百六十七条 第二百五十七条(検察官の指揮による執行)、第二百五十九条(有効期間内に執行不能の場合)及び第二百六十条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、少年法第十三条又は同法第二十六条(同法第六十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により、家庭裁判所から、同行状の執行の指揮を受けた場合について準用する。この規定によるときは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

(引致状の執行)

第二百六十八条 第二百五十七条(検察官の指揮による執行)、第二百五十九条(有効期間内に執行不能の場合)及び第二百六十条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十三条第六項(同法第七十三条の三第四項及び売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)第二十六条第二項において準用する場合を含む)の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第二百五十七条及び第二百五十九条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第二百六十条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」読み替えるものとする。

(引致状の執行)

第二百六十八条 第二百五十七条(検察官の指揮による執行)、第二百五十九条(有効期間内に執行不能の場合)及び第二百六十条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十三条(売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)第二十六条第二項において準用する場合を含む)の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第二百五十七条及び第二百五十九条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」読み替えるものとする。

(少年警察活動規則の一部改正)

第二条 少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所及び「」で注記した項目を含む。に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていよいものは、これを加える。

改	正	後	改	正	前
		(趣旨)			(趣旨)
第一条 [略]			第二条 [同上]		
2 少年警察活動に関する法律、警察法(昭和二十九年法律第一百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第一百三十六号)、少年法(昭和二十三年法律第一百六十八号)、少年法(昭和二十三年法律第一百三十六号)、少年法(昭和二十三年法律第一百三十八号)、少年法(昭和二十三年法律第一百三十九号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)、犯罪搜査規範(昭和三十二年国家公安委員会規則第一号)その他の法令(地方公共団体の条例又は規則を含む。)によるほか、この規則例又は規則を含む。)によるほか、この規則の定めるところによる。	2 少年警察活動に関する法律、警察法(昭和二十九年法律第一百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第一百三十六号)、少年法(昭和二十三年法律第一百三十八号)、少年法(昭和二十三年法律第一百三十九号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)、犯罪搜査規範(昭和三十二年国家公安委員会規則第一号)その他の法令(地方公共団体の条例又は規則を含む。)によるほか、この規則の定めるところによる。				
第一 条 〔略〕	二 特定少年 少年法第六十二条第一項に規定する特定少年をいう。	(定義)	第一 条 〔同上〕	二 同上	(定義)
〔略〕	〔号を加える。〕		〔同上〕	〔同上〕	
五 四 犯少年 少年法第三条第一項第二号に規定する少年(特定少年に該当する場合を除く。)をいう。	五 四 犯少年 少年法第三条第一項第二号に規定する少年をいう。		九 要保護少年 児童福祉法による福祉のための措置が必要と認められる少年(非行少年又は児童虐待を受けたと思われる児童に該当する場合を除く。)をいう。	九 要保護少年 児童虐待を受けた児童、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童をいう。	
六 八 〔略〕	五 七 〔同上〕		十一 低年齢少年 十四歳未満の者をいう。	十一 低年齢少年 十四歳未満の者をいう。	

九 要保護少年 児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年(非行少年又は児童虐待を受けたと思われる児童に該当する場合を除く。)をいう。	八 一 号を加える。」
九 低年齢少年 十四歳に満たない者をいう。	九 〔同上〕
十 児童虐待を受けたと思われる児童、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童をいう。	十 〔同上〕
十一 低年齢少年 十四歳未満の者をいう。	十一 〔同上〕
十二 〔略〕	十二 〔略〕
十三 少年補導職員 少年相談(少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。)、継続補導(第八条第二項(同条第五項(第十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合並びに第十三条第三項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行う継続的な支援をいう)、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、当該活動に必要な知識及び技能を有する都道府県警察の職員(警察官を除く。)のうちから警察本部長(警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。)が命じた者をいう。	十三 少年補導職員 少年相談(少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。)、継続補導(第八条第二項(同条第五項(第十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合並びに第十三条第三項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行う継続的な支援をいう)、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする都道府県警察の職員(警察官を除く。)のうちから警察本部長(警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。)が命じた者をいう。
十四 〔略〕	十四 〔略〕
第五条 第二条第六号から第十号までに掲げる少年については、街頭補導(次条第一項に規定する街頭補導をいう。)及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間及び警察と関係機関の連携を図り、これらを早期に発見するよう努めるものとする。	十五 〔早期発見〕

第六条 第二条第六号から第十号までに掲げる少年については、街頭補導(次条第一項に規定する街頭補導をいう。)及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間及び警察と関係機関の連携を図り、これらを早期に発見するよう努めるものとする。	十六 〔早期発見〕
第六条 第二条第五号から第八号までに掲げる少年については、街頭補導(次条第一項に規定する街頭補導をいう。)及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間及び警察と関係機関の連携を図り、これらを早期に発見するよう努めるものとする。	十七 〔早期発見〕

(街頭補導)

第七条 街頭補導 道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所において、前条に規定する少年を発見し、必要に応じその場で、これらに第十三条第一項、第十四条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第一項に規定する措置を執る活動をいう。以下同じ。)は、自らの身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うものとする。

2 前条に規定する少年を早期に発見するため必要があるときは、街頭補導の実施に当たり、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者の協力を求めるものとする。

(少年相談)

第八条 少年又は保護者その他の関係者から少年相談を受けたときは、懇切を旨として、その内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

〔2～4 略〕

5 特定少年に対する第二項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

(不良行為少年についての活動)

〔略〕

2 第八条第二項から第五項までの規定は、不良行為少年について準用する。

(共通証拠物の取扱い)

第二十四条 触法少年に係る事件が二十歳以上の方又は犯罪少年に係る事件と関連し、これらを送致し、又は送付する場合において、共通の

(街頭補導)

第七条 街頭補導 道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所において、第二条第五号から第十八条までに掲げる少年を発見し、必要に応じその場で、これらに第十三条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第一項に規定する措置をとる活動をいう。以下同じ。)は、自らの身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害すことのないよう注意して行うものとする。

2 第二条第五号から第八号までに掲げる少年を早期に発見するため必要があるときは、街頭補導の実施に当たり、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者の協力を求めるものとする。

(少年相談)

第八条 少年又は保護者その他の関係者から少年相談を受けたときは、懇切を旨として、当該事案の内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

〔2～4 同上〕

〔項を加える。〕

(不良行為少年についての活動)

〔同上〕

2 第八条第二項から第四項までの規定は、不良行為少年について準用する。

(共通証拠物の取扱い)

第二十四条 触法少年に係る事件が成人又は犯罪少年に係る事件と関連し、これらを送致し、又は送付する場合において、共通の

て、共通の証拠物があるときは、二十歳以上の者又は犯罪少年に係る事件に証拠物を添付し、触法少年に係る事件の記録にその旨を記載するものとする。ただし、触法少年に係る事件のみが重要と認められ、かつ、当該措置が重年に係る事件のみが重要と認められ、かつ、当該触法少年について児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置が執行される場合、当該措置に係る家庭裁判所に証拠物を送付するものとする。

(ぐ犯少年に係る事件の送致又は通告)

第三十三条 ぐ犯調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号に定める手続により処理をするものとする。

(ぐ犯少年に係る事件の送致又は通告)

第三十三条 ぐ犯調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号の手続により処理をするものとする。

(ぐ犯少年に係る事件の送致又は通告)

一 処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であつて、その者を家庭裁判所の審判に付することが適當と認められるとき。長官が定める様式のぐ犯少年事件送致書を作成し、これに長官が定める様式の身上調査表その他の関係書類を添付して家庭裁判所に送致すること。

二 処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であつて、保護者がないとき又は保護者に監護させることが不适当であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

二 処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であつて、保護者がないとき又は保護者に監護させることが不适当であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

(ぐ犯少年に係る事件の送致又は通告)

(ぐ犯少年に係る事件の送致又は通告)

一 処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であつて、保護者がないとき又は保護者に監護させることが不适当であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

二 処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であつて、保護者がないとき又は保護者に監護させることが不适当であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

(ぐ犯少年に係る事件の送致又は通告)

(ぐ犯少年に係る事件の送致又は通告)

三 処理をする時において、当該少年が低年齢少年であつて、保護者がないとき又は保護者に監護させることが不適當であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

三 処理をする時において、当該少年が低年齢少年であつて、保護者がないとき又は保護者に監護させることが不適當であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

(被害少年についての活動)

第三十六条 「1～3 略」

4 特定少年に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは「本人」とする。

(要保護少年についての活動)

第三十八条 要保護少年については、児童福祉法第二十五条第一項の規定による児童相談所への通告、同法第三十三条第一項又は第二項の規定による委託を受けて行う一時保護その他これらに類する保護のための措置の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

(被害少年についての活動)

第三十八条 「1～3 同上」

【項を加える。】

(要保護少年についての活動)

2 十八歳未満の要保護少年について、少年に保護者がないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるときは、長官が定める様式の児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した書面を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

(児童虐待を受けたと思われる児童についての活動)

第三十九条 「1」 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項の規定による児童相談所への通告又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、長官が定める様式の児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した書面を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

3 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律第十条の規定による援助の求めがあつた場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

【1】 児童虐待を受け、又は受けているおそれのある児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の

防護に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十条に基づく援助の求めがあつた場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

【1】 児童虐待を受け、又は受けているおそれのある児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の

防護に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十条に基づく援助の求めがあつた場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

3

この規則は、少年法等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

2 (少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の一部改正)

少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成十九年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する規定の傍線を付した部分のよう改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

この規則は、少年法等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

2 (少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の一部改正)

少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成十九年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後

改 正 前

(警察職員の職務)

第一条 少年補導職員(少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)第十二条第十三号に規定する少年補導職員をいう。)のうちから、低年齢少年(十四歳未満の者をいう。)に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者として警察本部長(警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。)が少年法(以下「法」という。)の二第三項に規定する警察職員に指定したものは、上司である警察官の命を受け、触法少年(法第三条第一項第二号に規定する少年をいう。)に係る事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

(警察職員の職務)

第一条 少年補導職員(少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)第十二条第十一号に規定する少年補導職員をいう。)のうちから、低年齢少年(十四歳未満の者をいう。)に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者として警察本部長(警視

監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。)が少年法(以下「法」という。)の二第三項に規定する警察職員に指定したものは、上司である警察官の命を受け、触法少年(法第三条第一項第二号に規定する少年をいう。)に係る事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。